



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第51号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	2
島根県企業局事務処理規定の一部を改正する規程	（ " ）	2
島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程	（ " ）	3

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第2号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「置き、」の次に「同欄に掲げる部に」を加え、「右欄」を「中欄」に、「置く」を「置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係を置く」に改め、同項の表を次のように改める。

東部事務所

部	課	係
管理部	管理課	管理係、工務係
	電気課	電気第一係、電気第二係
	水道課	水道第一係、水道第二係
	斐伊川水道課	保守係

西部事務所

部	課	係
管理部	管理課	
	電気課	電気係
	水道課	水道係

第16条第1項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
所	所長	上司の命を受け、事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第3号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項を削る。

第28条第1項中「押なつ」を「使用」に、「起案書」を「起案文書」に改め、同条第3項に次のただし書を加え、同項を同条第4項とする。

ただし、第2項の場合においては、当該使用簿への記入を要しないものとする。

第28条第2項中「前項」を「前2項の規定に」に、「起案書」を「起案文書」に、「公印なつ印済みの印を押さなければ」を「公印使用済みの印を押し、又はその旨をシステムに登録しなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公印取扱主任は起案文書の添付に代えて、システムにより審査することができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の職の設置に関する規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「常時」を削り、「。）」の次に「で、常時勤務するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加える。

別表備考以外の部分中「副課長 ※主任」を「※主任」に改め、別表備考中「サブリーダー 副課長 ※主任」を「※主任」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。